

弁護士倫理・ここが問題

第2回 不動産業者に顧客を紹介し、報酬をもらうことの問題点（その2）

弁護士倫理特別委員会委員

山田 裕祥 (27期)

1. 弁護士職務基本規程13条2項「弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取ってはならない。」の解釈をめぐる議論について、日弁連の解説（『自由と正義』Vol.56〔2005年臨時増刊号〕P.19-20）では、

「依頼者の紹介をすることは、もとより弁護士の職務範囲ではなく、紹介した相手方が弁護士であれ弁護士以外の者であれ、弁護士が依頼者（事件）を紹介したということだけで、その相手方から対価（紹介料）をもらうことは品位にもとるものというべきである。弁護士が依頼者の紹介をすることにより対価を受け取ることを目論んで事件集めをすることは品位を失することである。」

「2項の「依頼者」は、弁護士から紹介を受けた側からみでの依頼者または業務上の顧客をいう。したがって、たとえば、特許事件の相談を受けた弁護士が、経験のない分野であるため受任できないので他の弁護士を紹介した場合など、紹介する弁護士からみれば未だ「依頼者」となっていない場合を含む。また、「紹介」は、紹介した相手方が弁護士である場合だけでなく、弁護士以外の者である場合、たとえば、遺産分割事件で不動産処分を不動産業者に紹介する場合も含む。本項は、弁護士がまったく法的アドバイスも事情聴取すらもせず紹介すること（いわば丸投げをする行為）を想定している。」としています。

2. しかし、2項の「依頼者」に、不動産業者からみでの「顧客」までを含むとする解釈には疑問があるという有力な意見があります。

2項は、A弁護士が、誰に対し（弁護士のほか、広く弁護士以外のあらゆる業者を含むのか）、何をして（事件又は顧問の紹介のみか、広く顧客や人の紹介すべてを含むのか）、誰から（紹介をした相手の弁護士のほか、紹介した人自身からも含むのか）、紹介の対価を受け取ってはならないのかをめぐって、狭いものから

最も広いものまで、以下の三通りの解釈ができます。

- ① A 弁護士は、B 弁護士（又は外国法事務弁護士）に、B 弁護士にとっての依頼者（事件又は顧問）を、紹介した対価を、B 弁護士から受け取ってはならない（これは争いのない解釈）。
- ② A 弁護士は、不動産業者その他の業者に、その業者にとっての依頼者（＝顧客）を、紹介した対価を、その業者から受け取ってはならない（日弁連解説は、「依頼者」とは紹介を受けた側からみでの依頼者としています）。
- ③ A 弁護士は、自己の依頼者を、他の誰に対しても、紹介し、紹介した対価を、自己の依頼者からも、紹介した相手方からも受け取ってはならない。

上記③の解釈をとると、例えば、「弁護士が、自己の依頼者である独身男性から、だれかよい結婚相手を紹介してくれませんかと世間話で頼まれたので、たまたま独身の親戚の女性に紹介したところ、めでたく結婚することになった。依頼者である男性が紹介していただいた謝礼ですと言って5万円を持ってきた。」これを受け取るのも13条2項に該当することになります。これでは職務以外の余りに広い範囲の行為が禁止行為となっています。

規程の「依頼者」とは法文上からも、「弁護士に事件や顧問等を依頼する者」であって、弁護士以外の不動産業者などの顧客まで含む概念ではないのではないかと。「依頼者」概念を不動産業者にとっての「依頼者」＝「顧客」をも含むとするのは、弁護士にとって懲戒され得るという構成要件に、文理から離れた拡張解釈を持ち込むもので妥当ではないという有力な意見があります。

但し、弁護士が自己の依頼者を、依頼者の承諾もなく、不動産業者に、単に紹介しただけで、不動産業者から紹介料をもらうことの問題点は前回指摘したとおりで、日弁連の解説と結論においてはそれほど変わりません。